

妊娠・出産・育児に関する制度の説明書 兼 意向確認書

1. 育児休業の制度について

【基本の育児休業の制度内容】

制度の利用の対象者	利用可能	全ての従業員。(下段の場合は利用できません) ※配偶者が専業主婦(夫)でも取得できます。夫婦同時に取得できます。
	利用不可	①入社1年未満の労働者 ②申出の日から1年以内(1歳6か月又は2歳までの育児休業の場合は6か月以内)に雇用関係が終了する労働者 ③1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 【対象外の労働者を労使協定で締結している場合】
期間	原則、子が1歳に達する日(1歳の誕生日の前日)までの間の労働者が希望する期間。なお、配偶者が育児休業をしている場合は、子が1歳2か月に達するまでに、①出産日②産後休業期間③育児休業期間④出生時育児休業を、合計して1年間以内の休業が可能です(パパ・ママ育休プラス)。保育所等に入所できない等の理由がある場合は最も長くて、子が2歳に達する日(2歳の誕生日の前日)まで延長可能です。	
備考	(令和4年9月まで)原則1回。ただしパパ休暇の場合、再度の取得が可能です。(令和4年10月以降)分割して2回取得する事が可能です。	

育児休業は、原則1歳になるまで取得できる制度です。夫婦で協力して育児をするため積極的に取得しましょう。

【男性が育児休業を取得するメリット】

- 夫のメリット…子どもと一緒に過ごす時間の確保、育児・家事スキルの向上、これまでの業務の進め方を見直すきっかけ、時間管理能力・効率的な働き方が身につく
- 妻のメリット…育児不安やストレス軽減、就労継続・昇進意欲・社会復帰への意欲の維持
- 職場のメリット…仕事の進め方・働き方を見直すきっかけ、職場の結束が強まり「お互い様」でサポートしあう関係が構築(育児休業だけでなく、病気による入院や介護休業等で不在になる可能性も)、雇用環境の改善による離職率の低下・応募者の増加

【出生時育児休業の制度内容】

制度の利用の対象者	利用可能	全ての男性労働者。なお、養子の場合等は女性も取得できます。(下段の場合は利用できません) ※配偶者が専業主婦(夫)でも取得できます。
	利用不可	①入社1年未満の労働者 ②申出の日から8週間以内に雇用関係が終了する労働者 ③1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 【対象外の労働者を労使協定で締結している場合】
期間	子の出生後8週間以内に4週間までの間の労働者が希望する期間。	
備考	※分割して2回取得する事が可能です(まとめて申し出して下さい) ※休業中に旗ら鵜場合、会社までご連絡ください	

【申し出先および申し出期限】

申し出先	会社の事務所(社長でも可)
申し出期限	育児休業は1カ月前まで。出生時育児休業は2週間前まで。

(裏面有り)

2. 育児休業中のサポート

給与	就業しなかった日	給与無し
	就業した日	就業時間分の給与は支給
育児休業給付 (雇用保険制度)	雇用保険に加入している方は、育児休業(出生時育児休業を含む)を取得し、受給資格(休業開始までに12月以上の勤務期間がある事など)を満たしていれば、育児休業給付がもらえます。 育児休業給付の金額は、原則として休業開始時の賃金の67%(180日経過後は50%)のです。	
育児休業期間中の社会保険料の免除	一定の要件(※)を満たしていれば、育児休業をしている間の社会保険料が被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除されます ※その月の末日が育児休業(出生時育児休業を含む、以下同じ)期間中である場合(令和4年10月以降はこれに加えてその月中に14日以上育児休業を取得した場合、賞与に係る保険料については1か月を超える育児休業を取得した場合)	

6月 月末 7月

ケース① 免除 育休期間 3日

ケース② 免除 育休期間 14日

3. その他の「妊娠」「出産」「育児」に関する当社の制度について

育児短時間勤務制度(注)	3歳に満たない子を養育する場合、1日の所定労働時間を6時間に短縮することができる制度
所定外労働の制限	3歳に満たない子を養育する場合、所定外労働を制限することを請求できる制度
時間外労働の制限	小学校就学前の子を養育する場合、時間外労働を1月24時間、1年150時間以内に制限することを請求できる制度
深夜業の制限	小学校就学前の子を養育する場合、午後10時から午前5時の深夜業を制限することを請求できる制度
子の看護休暇	小学校就学前の子を養育する場合、1年に5日(子が2人の場合は10日)まで、病気・けがをした子の看護又は子に予防接種・健康診断を受けさせるための休暇制度(時間単位の休暇も可)。

<p>〇〇〇 からのメッセージ</p>	<p>当社では、育児休業等の申出をしたこと又は取得したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。また、妊娠・出産、育児休業等に関する会社内のハラスメント行為を許しません。</p>
-------------------------	--

□□□□□□□□□□

育児休業に関する意向確認欄

□□□□□□□□□□

私は、本紙の育児休業・出生時育児休業の説明を受け、休業取得の意向について、連絡します。

氏名	202__年__月__日 (サイン) _____	
意向申し出 (注) 男性については、育児休業も出生時育児休業も取得することができます。	<input type="checkbox"/> 育児休業を取得します	<input type="checkbox"/> 出生時育児休業を取得します
	<input type="checkbox"/> 取得する予定は無いです	<input type="checkbox"/> 今のところ未定です